



# 東淀川区長 公募論文

田畑 龍生

## はじめに

東淀川区は、大阪市の最北東部に位置し、淀川に面した比較的閑静な地域であり、市内最多の世帯数・第二位の人口・第五位の面積を誇っている区である。

以下、東淀川区における課題と解決策について論じた上で、区長マニフェストを述べる。

## I. 東淀川区の課題と解決策

### (1) 東淀川区の課題

区の大きな課題としては、下記5つのことが挙げられる。

- ① 困難な財政的自立
- ② 安全性に関するネガティブなイメージ
- ③ 低い所得水準・教育水準
- ④ 区内に偏在している公共施設
- ⑤ 整備されていない交通インフラ

#### ① 困難な財政的自立 (別紙1参照)

特別自治区へ移行するにあたり、区の独自財源と調整交付金の住み分けや、地方交付税の受け皿などの制度設計ができていない段階で論ずることは難しいが、東淀川区の実質赤字比率は、大阪府が出している大都市制度検討協議会における資料では、区独自で地方交付税を受けたとしても17.9%、大阪市財政局が発表している区別収支(H20)でも、地方交付税を現状の市が受けている分を人口按分した上で24.9%と高い赤字比率となっており、大阪市内でも財政基盤としては、かなり脆弱な方に属すると言える。この理由としては、

- ・ 東淀川区は、人口約177,000名と市内有数の大きな街でありながら、事業所数や工業事業所数は24区中下位に属すること
- ・ 区の市営住宅戸数が約12,000戸、府営住宅が約2,900戸と公共住宅が区内全世帯数の15%以上に上るため、法人市民税や固定資産税といった、基礎自治体になるに必要な税収基盤が整っていないこと

が考えられる。

#### ② 安全性に関するネガティブなイメージ (別紙2参照)

H22年度の東淀川区の犯罪発生件数は、地域防犯活動推進モデル地区となったH19年比で約47%減と、大阪市(平均35%減)の中でも大きく改善してきている。人口当たりの犯罪件数もH22の時点で大阪市全体の8割程度と、決して犯罪が多いエリアではない。それにも関わらず、安全面での東淀川区のイメージは、良くなっているとは言えない。遠因としては、

- ・ 東淀川区は日の出、飛鳥、西中島という同和地区と呼ばれる地域が3つ隣接するエリアを有しているが、これらは新大阪駅に隣接しているエリアであるにも関わらず開発が進んでいない状態であるため、未だに暗い印象を拭いきれていないこと

- ・ 飲食店や小売店が多い阪急京都線の淡路西口・上新庄南口エリアは、区内では最も人の流れが多いにも関わらず、交番が設置されていないため、区外の人から安全で住みたい街というイメージを持たれていないこと  
等が挙げられる。

### ③ 低い所得水準・教育水準（別紙 3、4 参照）

現在、東淀川区における生活保護率は市内 7 位、また市民税の調定額を区別の納税義務者数で割った数値も区内 19 位となっている。区別の所得水準を比較するデータは存在しないが、これらの情報から、東淀川区民の所得水準も相対的に低いことが推測できる。

H22 年になって、関西大学北陽中学校が開校されたが、それを除いて、区内に私立の小・中学校はなく、学力や教育に関して決してアドバンテージがあるエリアだとは言えない。（区ごとの公立小中学校データは、教育委員会は一切把握していないため、実証は不可）

### ④ 区内に偏在している公共施設（別紙 5 参照）

大阪市は、市内における、公共サービス施設を一区一館制という方針で配置を行ってきた。そのため、東淀川区は市内最多の世帯数と、第二位の人口規模を誇る大きな街であるにもかかわらず、区民一人当たりの公共施設数が他区と比べて少ない。

さらに、公共サービス施設の配置場所が東淀川区の西部に集中しているため、東部は図書施設・運動施設・住民票発行などの行政施設がなく、教育的にも娯乐的にも手続的にも、市内のどのエリアよりも行政サービスを享受できていない“公共サービス施設の空白地”となっている。この問題は、東淀川区が西部から開発されてきたという歴史にも起因していると考えられるが、現在は東部の方が居住者も多いため、東西で人口あたりの施設数にギャップが生じている。例えば、東部は私立の大学・高校・中学なども西部より充実しているが、図書施設・自習施設・運動施設がない状況である。この事実は、前項で述べた教育水準の低下にもつながっていると考えられる。

### ⑤ 整備されていない交通インフラ

自動車道路に関しては東西、鉄道は南北へのアクセスが未整備である。まず、東淀川区と淀川区や北区を結ぶ淀川北岸の都市計画道路は、東淡路 1 にて止まり、東淡路から菅原区間が開通しておらず、信号待ちや遠回りにより、渋滞発生エリアとなっている。（大道南などの区東部では、住民にも費用拠出を強いた上で土地整理区画事業が完了している。）

鉄道に関しては、区東部と北摂エリアを結ぶ南北のインフラが整備されていない状況である。区西部では市営地下鉄堺筋線や阪急北千里線など南北を結ぶ路線が整備されている。しかし、これに対して区東部では、近年市営地下鉄 8 号線（今里筋線）が開通したにも関わらず、区内最北東部の井高野という駅が始発点となっているため、私鉄や市域外とのアクセスができていない。そのため、この今里筋線は、区民の足としては不十分な路線となっており、この影響もあって年間 60 億円以上も及ぶ赤字路線となっている。

## (2) 課題に対する解決策

### ① 困難な財政的自立の改善

中島・淡路・柴島という3つのエリアの活性化が区財政改善の鍵になると考える。

課題②の項で述べたように、東淀川区西部は、新大阪に隣接する一等地であるにも関わらず、都市開発が進んでいない。実際、未利用地や築年数が30年を超える市営住宅などは、中島（飛鳥）・淡路（日の出）といった同和地区と呼ばれるエリアに集中している。また、契約管財局の未利用地データから試算した未利用地の平均単価も、24区平均を下回っている状況である。

さらに、これらのエリアに接する柴島エリアに関しては、淀川を挟んで北区を望む一等地になり得る場所であるが、その土地のほとんどが大阪市の水道局が有しており、さらに中島や淡路といったエリアと阪急の線路で分断されることによって、実際は陸の孤島と化しているのが現状である。これら3つエリアを開発／活性化させることにより、新たな企業や住民の流入を促進し、地価を上げ、税収基盤を盤石にすることができる。

新大阪・西中島・淡路に囲まれた土地を高付加価値な土地とし、交通アクセス的にも、ブランド的にも大阪内外から人が集まるエリアにする為の具体案を以下に示す。

イ) 東淀川区と淀川区の合区を推進し、区運営の一元化を図る。その上で、現行の区域は将来的な地域自治区とし、コミュニティーの統括単位とする

- ・ まず事務の機能面からの合区を図ることで、ブロック化されている市役所機能(公営所・公園事務所・水道局営業所・環境事業センター 等)を各区に再配置する必要性をなくし、事務費や人件費の増を防ぐ
- ・ また、これらの機能と区長の圏域を一致させることで、事務の煩雑化を緩和するとともに、特別自治区への再編に至る過程で必要な合区のシミュレーションをする先例区として、大阪都構想推進に寄与する
- ・ 東淀川というイメージから、新大阪を中心としたニュータウンというイメージへの転換を図り、中島・柴島エリアを新しい区の地理的中心地と位置づける

ロ) 高度な医療機能を有する淀川キリスト病院の、柴島グランド跡地への移転(2012年度予定)に伴い、この柴島を、官庁・教育・病院などの先進的機能を持つ新しい区の核とする

ハ) 柴島の水道記念館を新しい区(市)の議会棟へと転用し、新しい区のランドマークにすると共に、庁舎機能の誘致を行う

ニ) 新議会棟を、区の本会議場としての役割だけでなく、区民が活用可能な施設とする

ホ) 他、当該エリアのグランドデザインを区民と共に考え、中島・柴島・淡路の未利用地開発や、コンペ方式での民間売却を鋭意促進する

上記案を現実的に遂行するにあたり、下記のような動きは大きな追い風になると考える。

- ・ 2018年度にJR おおさか東線が開通し、新大阪～淡路間が駅で結ばれ、3つのエリアへのアクセスのしやすさが大幅に向上すること

- ・ 2019年度に阪急淡路・崇禅寺・柴島・下新庄の高架工事が終了し、線路による陸路の分断が無くなること
- ・ 大阪維新の会によって、柴島浄水場の廃止（もしくは規模縮小）が、水道局の府市統合に合わせて進められる予定であること

## ② 安全性に関するネガティブなイメージの改善

地域防犯活動推進モデル地区の指定がH23年度で終了するが、これまで同様、防犯教室や防犯パトロールといった事業を継続する。また、自主的な安心・安全のまちづくりを支援すると共に、防犯や防災に対する意識改善に向けた地域連携を図る。

以下に具体的方法を記す。

イ) 必要に応じて、淡路西口・上新庄南口エリアに交番を設置する

ロ) 他、下記のような施策によって防犯・防災対策を拡充し、安全面での区のイメージを向上させる

- ・ 防災訓練
- ・ 防災マップ作成
- ・ 地域巡回
- ・ 防犯教室の実施
- ・ 青色防犯パトロール
- ・ 見まもるデー
- ・ 放置自転車対策
- ・ 園(所)外保育引率見守り
- ・ わがまち安全安心活動支援事業

尚、日の出、飛鳥という同和地区と呼ばれる地域に付随している“暗いイメージ“に関しては、前節で述べたエリア開発案により大幅に改善が見込めると考える。

## ③ 低い所得水準・教育水準の改善

市長マニフェストにおける、教育改革や市民サービスを推進するとともに、小・中学校等 公共施設を民間活用させることで、放課後対策やコミュニティービジネスの拡充を図り、働く親を支援や、地域の働き手の創造を行い、所得や教育水準の向上を図っていく。

以下に具体的方法を記す。

- イ) 公共事業や公共施設を民間に開放し、地域のコミュニティー・民間企業・NPOに事業を担って頂く事で、コミュニティービジネスの拡充/地域の雇用促進し、生活保護率を引き下げる
- ロ) (現在存在しない) 教育水準に関する KPI を早急に設定し、他区と連携してデータを収集/分析し、区の教育に関する課題を明確化させた上で、教育水準向上に向けた解決策を実施する
- ハ) 市長マニフェストの教育改革を引き継ぎ、教育現場に競争や自己啓発の意識を与えるとともに、働く親の支援や、こどもの教育に力を入れる

#### ④ 区内に偏在している公共施設の改善

まず、区内東部の施設拡充のため、東淀川東部に、図書館・自習室・ホール等を兼ねた複合施設を建設する。市長マニフェストにも「区民センター未整備地域（東淀川・東住吉・住江）への着手」とあるが、当該予算に関しては、区の予算要望と別枠で要求し、財源を確保する。また、約 6 億 5 千万円の地価を持つ、現状の区民センター建設予定地(区役所横・区中央部：市未利用地 No.402~405)の売却による財源確保も検討する。(ただし、下記ハ) 案の場合を除く)

上記を実行した後、下記のような案が有効と考える。

##### イ) 瑞光プール跡地の公園を利用し、施設を建設する

- ・ 瑞光寺公園の中にあった、大阪市が所有していたプール跡地が現在、多目的広場として活用されている。現状は柵が設けられ、一部の町会住民しか活用できない施設になってしまっているが、東淀川東部からのアクセスが非常に良い場所であるため、当該地を施設の建設予定地とする。
- ・ 都市公園法の規制により建蔽率の制限等がかかるため、都市計画法に基づく都市計画事業の推進・代替公園の設置・その他公益上の特別の理由等いずれかの対応を行わなければ、当該地に設置することはできない。よって、国への答申または代替地の選択を検討しながら進めていく必要がある。

##### ロ) 市営・府営住宅の建て替えの際に、施設を建設する

- ・ 昭和 40 年代前半に建てられた公営住宅のうち、上新庄・小松・南江口住宅など東部かつアクセスの良い場所を候補予定地とし、これらの建て替えに際して施設の建設を行なう。

##### ハ) 現状の区民センター建設予定地を利用する

- ・ 区民センターは区中央部に位置しているが、赤バスなどの拠点地であるため、東部からのアクセスは比較的良いと考えられる。
- ・ 区民の理解が得られることを前提に、区役所横の区中央部に位置する現在の区民センター建設予定地を候補に、単なる区民センターではなく、自習室や図書室などを兼ね備えた施設を建設する。
- ・ 区役所内に区民ホール(収容 700 名)を有しているので、すぐ隣に区民センター機能を

置くことは必須条件ではない。詳細な機能は区民と共に検討する必要がある。

#### ⑤ 整備されていない交通インフラの改善

道路面では、淡路駅周辺の再開発に伴って西淀川～東淀川を横断する歌島・豊里線が整備されているため、長期的には東西のアクセスは向上すると考えられる。ただし、淀川北岸線（長柄→鳥飼）の整備においては、財源的な裏づけもないため、全体ではなく、現在一方通行区間になっている東淡路～菅原間（約 600m）のみ早期着工を大阪市に求める。ここは用地買収もほぼ完了しているエリアであるため、本施策のみで渋滞の大幅な緩和が見込まれる。

地下鉄 8 号線（今里筋線）に関しては、北伸を大阪府および吹田市と調整し、近畿地方交通審議会への要望を行なう。当線の南伸については交通審議会の答中にも記載され、大阪市も現在地下鉄 8 号線の南伸を条例で定めているに加え、前大阪市長が前向きに捉えていた計画であるが、現状この路線は毎年 60 億以上の赤字を出す大阪市営地下鉄の中で最も不採算な路線である。この主な理由は、当線が私鉄とのアクセスができず、井高野駅や今里駅といったブツ切りになされたような地点で線路が途絶えていることが挙げられる。そのため、南伸 6.7 km をしても、私鉄とのネットワークを構築できず、より不採算な路線へと転化する可能性が高い。それに比べ、北伸は、約 2km の延伸で、吹田市の JR 岸辺駅や阪急正雀駅と繋がり、住民の利便性が向上する。これまで、大阪府・大阪市の連携不足による市域外延伸の不備があったが、地下鉄 8 号線の北伸の正当性を訴えることで、ワン大阪による府市統合の象徴とすることができる。

以下に具体案を記す。

- イ) 淀川北岸線の一部（東淡路～菅原 600m）の早期整備を大阪市に求める
- ロ) 吹田市に大阪市営地下鉄 8 号線（今里筋線）北伸構想の 2 次調査の再開を求める
- ハ) 大阪府に大阪市営地下鉄 8 号線（今里筋線）北伸を要望し、近畿交通審議会答中への記載を求める

### （3）まとめ

東淀川区は、大阪市の中でもトップクラスの大きな区である。そのため、諸々の課題を抱えるが、大きな区であるがため、エリアにより課題も変わってくる。これまで、大阪市の各区一律施作において、洗い出しが出来ていなかった課題を抽出し、地域毎にカスタマイズした施策を実行していくことが、今後区長に求められると考える。

例えば、阪急淡路駅や JR 新大阪駅を中心とした西部は、鉄道でも様々な路線が乗り合わせる利便性の高い土地にもかかわらず、イメージが悪く地価も低い。現在着工中の高架工事や商店街移転等を中心とした再開発時に、このエリアのランドデザインをどう描くかが課題となる。

東淀川の東部は、阪急上新庄駅を中心に大学生や、民間企業の方が集まる活気あるエリアだが、行政サービス施設の空白地となっている。西部では解消されている待機児童なども存在し、

また地域包括支援センター等もなく、行政支援が行き届いていない。こうした教育や福祉施策にどう行政が取り組むかが課題となる。

また、神崎川以北の井高野を中心とした北部では、そのエリアの大半が公営住宅となっており、高齢化率も高い地域となっているが、区中心部から遠く、交通アクセスが非常に悪い地域となっている。ここでは、区役所や区外へのアクセスの維持・発展や、公営住宅地の見直し、“孤立化した不便な地域”というイメージの払拭が課題となる。

こうした地域に偏在する様々な課題を、これまでのコンサルティング経験を生かしながら、また地域住民の声を聞きながら解決し、区を発展させていくべく、区長として裁量を発揮したい。



## II. 区長マニフェスト

前提として、12月19日に就任された橋下市長が、選挙戦時に掲げたマニフェストのうち、基礎自治体が担うべき改革および市民サービスについてはこれを踏襲することを掲げ、第一のマニフェストとする。

### (1) 改革編

大阪維新の会の職員基本条例や、橋下市長マニフェストの理念の下に、身分保障・年功序列・天下りにも繋がる局利優先主義をなくし、区民の利益を最優先とした組織体制を構築する。また、民間からの公募区長として、組織作りの段階において役人都合の制度設計に頼らず、意欲ある人を役所・内外から取り入れる流動的かつ柔軟な制度設計を行なう。

また、大阪都構想の先駆けとなるべく、東淀川区を淀川区との合区を踏まえた先行モデル地区として位置づけ、予算編成等の事務や行政サービス機能を一元管理した、合理的な役所組織を作る。

- ① 固定化された“お役所組織”ではなく、公平に評価される活気ある組織作りを行なう
  - ・ 人事課を区に設け、民間の組織マネジメント経験者を採用し、人事考課や組織作りを担っていただく。
- ② 淀川区との事務一元化を図り、将来に向けた合理的な区制運営を行なう
  - ・ 予算・人事の最終決定権利者を淀川区長とし、事項によっては、東淀川区長は副区長、ないしは地域自治区長的な立場をとることも可能とする。
- ③ 特別自治区への移行を踏まえた合区～独立のモデルとなることで、大阪都構想実現に貢献する
  - ・ 合区の検証や、地域自治区のあり方、強いては大阪市長マニフェストの市民サービス施策の先行実施区とすることで、大阪都構想実現のハードルを下げるとともに、人材の創出に貢献する。

### (2) 市民サービス編

子育て支援・教育・保健医療・福祉・住民生活などの各分野で基礎自治体が担うべきものにおいては、橋下市長マニフェストを踏襲することを前提とし、以下の諸策を展開する。

#### I 都市整備・インフラ整備・公共投資

- ① 柴島を中心とした、市西部のグランドデザインを描き、新しく高機能な街を作る
- ② 淀川北岸線の東淡路～菅原 600m間、早期整備を推進する
- ③ 大阪市営地下鉄8号線（今里筋線）北伸を推進する
- ④ 区中部～東部に、図書館・自習室・コミュニティールーム等を備えた公共施設を建設する

## II 防犯・防災

地域防犯活動推進モデル地区終了後も、街頭犯罪発生件数「H19年比50%以下」を目指し防犯対策を行なうとともに、防災面でも機能強化を図るため以下の活動を行なう。

- ① 青色防犯パトロール・防犯教室・防災学習会等、これまでの取り組みを継続する
- ② 自転車鍵の配布事業や、防犯カメラ設置を拡充する
- ③ 犯罪状況・災害時の避難場所・災害時避難対策・防災マップなどの情報提供や啓発を、ネット・ポスター・掲示板などの様々なツールを用いて拡充する

## III 放置自転車対策

- ① 阪急上新庄駅や淡路駅を中心に啓発指導員や放置自転車対策協議会の設置を行なう
- ② 開きスペースの駐輪場としての活用を促進する
- ③ 放置自転車撤去のスケジュールをランダムに編成するなど、撤去ルールを厳格化する

## IV 健康づくり・生涯学習

- ① レッツチャレンジウォーキング・区民健康マラソン・百歳体操など、区のこれまでの取り組みを実施すると共に、区民からの意見をベースに様々なイベントを開催する
- ② 生涯学習ルームなど、生涯学習に関わる事業を継続・拡充する
- ③ イベントや企画の周知・徹底を図り、参加者の増加と区民の健康づくり・研鑽・区民の輪の広がりを促進する

## V 子育て支援

- ① 子育てサロン・子育てガイドブック・交流フェスタなど、区のこれまでの取り組みを実施すると共に、区民からの意見をベースに様々なイベントを開催する
- ② イベントや企画の周知・徹底を図り、参加者の増加と育児不安や孤立した子育て親子をなくし、健全な子育て環境を整える
- ③ 保育ママ制度拡充、ないしは無認可保育園への支援を図り、待機児童解消や子育てサービスの拡充を図る

## VI 区民の行政参加

- ① 市民協働を促進し、区民の行政参加を促進し、まちづくりの一翼を担っていただく
- ② 区民会議等、区長と区民の意見交換の場を開き、区民の行政参加意識を高める

## VII ICTを活用したサービスの拡充

- ① 各種証明書等をコンビニで交付することをシステム化により可能にすることで、住民サービスの向上と、窓口人件費の削減を図る
- ② 区役所のWebを全面更改し、区民が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備する
- ③ SNS等多くのITチャンネルを活用して情報を発信し、区民あるいは区外の方々との双方向コミュニケーションを活性化させる

## 別紙一覧

- 別紙 1 「実質赤字比率 平成 20 年度決算ベース (区別)」
- 別紙 2 「東淀川区街頭犯罪発生件数 (平成 22 年 1 月～12 月)」
- 別紙 3 「東淀川区の基本データ」
- 別紙 4 「平成 20 年度住所区別納税義務者数及び調定済額」
- 別紙 5 「東淀川区施設一覧」

○実質赤字比率 平成20年度決算ベース(区別)

	所要税等 ①+①'	所要税等 (生保以外) ①	所要税等 (生活保護費) ①'	市税	譲与税・ 府税交付金	地方交付税 (5区6区の計額 は特交のみ)	臨時財政 対策債	地方特別 交付金	減収補填債	一般財源 合計②	差引 ②-①-①'-③=④	標準財政 規模 ④	実質赤字 比率 ⑤/④
1 区	57,044,619	52,843,371	4,201,248	23,998,250	3,289,378	16,018,874	1,672,005	593,757	625,341	46,157,605	△ 10,887,014	43,807,699	-24.9%
2 区	54,197,817	51,774,185	2,423,632	41,393,363	4,165,394	942,636	1,638,175	542,553	1,840,052	50,522,173	△ 3,675,645	46,275,456	-7.9%
3 区	111,242,436	104,617,556	6,624,880	65,391,613	7,454,772	16,961,509	3,310,180	1,096,310	2,465,393	96,679,778	△ 14,562,859	90,083,155	-16.2%
4 区	20,181,425	19,843,832	337,593	15,729,689	1,505,050	167,806	627,874	207,948	553,371	18,791,738	△ 1,389,687	17,228,623	-8.1%
5 区	21,700,640	20,657,029	1,143,611	14,915,931	2,722,388	999,365	650,440	215,422	214,059	19,717,605	△ 1,983,035	18,337,846	-10.8%
6 区	27,911,456	26,279,686	1,631,769	13,856,505	1,943,416	6,103,680	831,509	275,391	305,108	23,315,909	△ 4,595,846	21,973,285	-20.9%
7 区	31,705,426	30,198,914	1,506,513	18,191,323	2,724,304	4,882,026	955,517	316,461	388,880	27,459,511	△ 4,246,815	25,614,806	-16.6%
8 区	101,499,947	96,879,462	4,619,486	62,693,448	8,895,158	12,152,878	3,085,341	1,015,221	1,461,418	89,293,464	△ 12,215,484	83,154,560	-14.7%
9 区	23,390,654	21,943,767	1,446,887	11,336,112	1,936,632	5,028,144	694,318	229,954	239,985	19,465,144	△ 3,925,509	18,452,828	-21.3%
10 区	33,239,543	31,916,626	1,322,917	20,663,176	1,972,984	4,847,742	1,009,867	334,461	275,496	28,903,726	△ 4,335,817	26,984,096	-16.1%
11 区	47,233,313	35,514,945	11,718,368	12,082,359	2,132,126	20,326,592	1,123,720	372,169	151,143	36,168,109	△ 11,045,204	34,827,083	-31.7%
12 区	103,863,510	99,375,338	14,488,172	44,081,647	6,041,742	30,002,479	2,827,904	936,584	666,624	84,556,980	△ 19,306,530	80,264,007	-24.1%
13 区	42,012,430	39,430,511	2,581,919	28,648,163	3,922,003	3,446,862	1,247,612	413,201	405,320	38,083,161	△ 3,929,270	35,032,305	-11.2%
14 区	51,271,369	47,377,257	3,894,112	19,167,560	2,650,922	16,490,847	1,499,053	496,477	150,908	40,455,766	△ 10,815,602	38,678,936	-28.0%
15 区	93,283,799	86,807,768	6,476,031	47,815,723	6,572,925	19,937,709	2,746,664	909,678	556,228	78,538,927	△ 14,744,872	73,711,241	-20.0%
16 区	25,251,331	24,392,979	858,352	135,207,928	5,556,785	▲ 85,796,166	771,813	255,619	12,176,725	68,172,704	42,921,373	50,726,870	84.6%
17 区	24,761,891	24,184,938	576,953	38,739,305	2,451,636	▲ 14,244,136	765,230	253,439	2,576,857	30,542,331	5,780,440	26,050,097	22.2%
18 区	19,964,375	17,332,696	2,631,678	16,004,097	1,410,737	374,903	548,420	181,633	565,520	19,085,310	▲ 879,064	17,236,228	-5.1%
19 区	21,208,259	20,528,355	679,904	17,274,492	1,631,925	▲ 208,962	649,533	215,121	345,896	19,908,005	▲ 1,300,254	18,272,980	-7.1%
20 区	91,185,855	86,438,968	4,746,887	207,225,822	11,051,083	77,552	2,734,995	905,813	15,684,998	237,660,263	146,474,408	112,286,174	130.4%
21 区	32,700,503	31,576,195	1,124,308	106,011,790	5,296,928	▲ 59,775,584	999,095	330,894	7,532,230	60,395,353	27,694,850	48,313,224	57.3%
22 区	32,424,523	30,908,145	1,516,379	16,107,446	1,863,507	7,409,675	977,957	323,893	205,036	26,887,514	▲ 5,537,009	25,374,651	-21.8%
23 区	30,312,981	28,496,759	1,816,223	11,577,126	1,699,776	9,418,998	901,659	288,624	116,470	24,012,653	▲ 6,300,328	22,924,245	-27.5%
24 区	95,438,007	90,981,098	4,456,909	133,698,382	8,860,211	81,627	2,978,712	953,411	7,853,736	154,324,059	58,886,051	96,612,119	61.0%
25 区	53,359,759	51,247,982	2,111,777	22,461,667	2,681,390	15,234,074	1,621,526	537,039	243,923	42,779,619	▲ 10,580,140	40,684,663	-26.0%
26 区	35,106,866	34,014,730	1,092,136	15,496,065	2,077,084	9,287,507	1,076,252	356,448	177,442	28,470,808	▲ 6,636,058	26,982,460	-24.6%
27 区	88,456,625	85,262,712	3,203,913	37,957,732	4,758,484	24,521,582	2,697,778	893,487	421,365	71,250,427	▲ 17,216,198	67,667,123	-25.4%
28 区	26,089,270	24,670,265	1,419,004	13,260,387	1,475,939	5,816,729	780,586	258,525	274,084	21,866,251	▲ 4,223,019	20,488,920	-20.6%
29 区	44,668,154	40,983,804	3,684,350	15,991,501	2,456,163	14,863,211	1,296,759	429,478	218,194	33,255,306	▲ 9,412,848	33,562,961	-28.0%
30 区	70,757,424	65,654,069	5,103,354	29,251,888	3,932,102	20,679,940	2,077,345	689,004	482,278	57,121,557	▲ 13,635,867	54,051,781	-25.2%
31 区	43,925,500	40,652,524	3,272,976	17,717,314	2,521,603	13,141,805	1,286,277	426,007	145,013	35,238,019	▲ 8,687,481	33,463,939	-26.0%
32 区	68,241,992	62,413,264	5,828,728	24,955,946	3,773,308	22,325,950	1,974,804	654,042	272,949	59,955,999	▲ 14,285,993	51,428,052	-27.8%
33 区	112,167,492	103,085,788	9,101,704	42,673,260	6,293,911	35,467,755	3,261,081	1,080,049	417,962	89,194,018	▲ 22,973,474	84,881,991	-27.1%
計	867,904,095	809,082,759	58,821,336	670,787,495	63,860,388	159,883,030	25,600,000	8,478,557	30,000,000	958,609,470	90,705,375	885,702,604	

早期健全化基準  
財政再生基準

-11.25%  
-20%

## 東淀川区街頭犯罪発生件数(平成22年1月～12月)

		東淀川区		大阪市全体	
		件数	19年比	件数	19年比
街頭犯罪	19年件数	2,649	—	44,205	—
	22年件数	1,398	-1,251	28,877	-15,328
	(増減率)		(-47.2%)		(-34.7%)
ひったくり		26	-148	1,007	-1,483
路上強盗		7	-4	125	-19
オートバイ盗		202	-233	2,477	-1,460
車上ねらい		165	-252	5,241	-5,215
部品ねらい		184	-186	3,769	-1,002
自動車盗		42	-84	776	-643
自転車盗		761	-212	14,827	-2,634
自動販売機ねらい		11	-132	655	-2,872
全刑法犯	22年件数	2,917	-1,729	66,024	-24,595
	(増減率)		(-37.2%)		(-27.1%)

## 東淀川区の基本データ

平成23年12月1日現在

項目	東淀川区	参考	備考
面積	13.25 km <sup>2</sup> (市内第5位)	大阪市全体 最大 住之江区 最小 浪速区	222.43 km <sup>2</sup> 20.77 km <sup>2</sup> 4.37 km <sup>2</sup> 平成21年10月1日現在 (国土地理院発表)
人口	176,700 人 (市内第2位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 浪速区	2,671,758 人 199,206 人 63,243 人 平成23年11月1日現在
人口密度	13,336 人/km <sup>2</sup> (市内第16位)	大阪市全体 最大 城東区 最小 此花区	12,010 人/km <sup>2</sup> 19,659 人/km <sup>2</sup> 4,039 人/km <sup>2</sup> 平成23年11月1日現在 (面積は平成21年10月1日現在国土地理院発表資料による)
世帯数	92,622 世帯 (市内最多)	大阪市全体 2位 淀川区 最少 此花区	1,330,248 世帯 91,784 世帯 29,920 世帯 平成23年11月1日現在
1世帯当たり の人員	1.91 人/世帯 (市内第18位)	大阪市全体 最多 鶴見区 最少 浪速区	2.01 人/世帯 2.45 人/世帯 1.46 人/世帯 平成23年11月1日現在
選挙人名簿 登録者数	140,765 人 (市内第3位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 浪速区	2,131,967 人 158,845 人 47,520 人 平成23年9月7日現在
昼夜間人口 比率	92.3 % (市内第19位)	大阪市全体 最大 中央区 最小 鶴見区	138.0 % 761.8 % 86.8 % 平成17年国勢調査
労働力人口	89,171 人 (市内第3位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 浪速区	1,313,852 人 96,657 人 23,412 人 平成17年国勢調査
外国人登録 人口	5,718 人 (市内第6位)	大阪市全体 最多 生野区 最少 福島区	119,847 人 30,040 人 1,290 人 平成23年在留外国人統計
高齢人口割合	20.7 % (市内第15位)	大阪市全体 最大 西成区 最小 西区	22.8 % 34.8 % 15.1 % 平成23年10月1日現在 (65歳以上の人口/総人口)
年少人口割合	11.3 % (市内第16位)	大阪市全体 最大 鶴見区 最小 浪速区	11.6 % 16.5 % 6.0 % 平成23年10月1日現在 (15歳未満の人口/総人口)
事業所数	6,013 事業所 (市内第13位)	大阪市全体 最多 中央区 最少 此花区	201,462 事務所 31,805 事務所 2,945 事務所 平成18年事業所・企業統計調査
工業事業所数	173 事業所 (市内第14位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 住吉区	6,858 事務所 876 事務所 72 事務所 平成22年工業統計調査結果速報
生活保護率	6.12 % (市内第7位)	大阪市全体 最多 西成区 最少 福島区	5.68 % 23.48 % 1.36 % 平成23年9月末現在

## 東淀川区の基本データ

平成23年12月1日現在

項目	東淀川区	参考		備考
認可保育所数	29ヶ所 (市内第2位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 中央区	384ヶ所 33ヶ所 6ヶ所	平成23年7月現在 (東淀川区は公立8ヶ所、公設民営2ヶ所、 民間19ヶ所)
幼稚園数	9園 (市立は無し) (市内第8位)	大阪市全体 最多 阿倍野区 最少 港区※1	198園 15園 3園	
小学校数	17校 (全て市立) (市内第3位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 此花区※2	306校 24校 8校	平成23年度学校基本調査速報 (林園、休校及び分校を除く。) (※1 他に浪速区も3園) (※2 他に西区及び天王寺区も8校) (※3 他に西区及び浪速区も3校)
中学校数	9校 (市立8校、私立1校) (市内第4位)	大阪市全体 最多 平野区 最少 福島区※3	154校 12校 3校	
連合振興町会数	17連合 (市内第6位)	大阪市全体 最多 中央区 最少 都島区※	332連合 25連合 9連合	
振興町会数	214町会 (市内第8位)	大阪市全体 最多 中央区 最少 天王寺区	4,045町会 261町会 87町会	平成23年1月1日現在 (※ 他に天王寺区も9連合)
町会加入率	57.1%	大阪市全体	66.0%	

## 1. 市民税

## 1. (1) 個人分 (その3) 平成20年度住所別納税義務者数及び調定済額

(単位:人・千円)

区分	納税義務者数		税		納税者数		調定額		区分	1人あたり 調定済額	順位
	納税者数		税		納税者数		調定額				
	特別徴収 徴収区別	特別徴収 住所区別(ア)	普通徴収 (イ)	普通徴収 (ア)+(イ)	特別徴収 住所区別(ウ)	特別徴収 (エ)	普通徴収分 (ウ)+(エ)	計 (ウ)+(エ)			
合 計	609,867	609,867	530,598	1,140,465	92,437,437	48,808,742	141,246,178	合 計	123.85		
北 区	98,583	27,435	27,069	54,504	16,702,298	2,741,485	7,596,918	北 区	139.38	5	
都 区	11,800	25,461	20,668	46,129	1,635,166	1,955,583	6,179,758	都 島 区	133.97	6	
福 区	14,928	17,856	13,398	31,254	2,070,411	1,285,665	4,177,718	福 島 区	133.67	7	
此 区	8,284	14,987	12,740	27,727	1,134,626	845,466	2,818,374	此 花 区	101.65	22	
中 区	110,487	20,555	21,332	41,887	18,950,324	2,910,109	7,064,921	中 央 区	168.67	3	
西 区	41,260	22,137	17,919	40,056	6,365,086	1,948,097	5,776,047	西 区	144.20	4	
港 区	11,178	20,389	16,298	36,687	1,563,543	1,242,571	4,106,092	港 区	111.92	17	
大 区	9,060	15,954	13,426	29,380	1,182,287	925,436	2,933,228	大 正 区	99.84	23	
天 王 寺 区	36,767	16,064	14,082	30,146	5,413,585	2,274,128	5,733,855	天 王 寺 区	190.20	1	
浪 速 区	13,545	11,090	12,150	23,240	1,958,346	1,155,969	2,748,543	浪 速 区	118.27	13	
西 淀 川 区	30,545	24,644	18,633	43,277	4,122,835	1,304,393	4,581,484	西 淀 川 区	105.86	20	
淀 川 区	59,514	44,446	35,603	80,049	8,116,105	2,995,169	9,575,921	淀 川 区	119.63	12	
東 淀 川 区	12,751	42,294	35,646	77,940	1,536,613	2,772,177	8,357,092	東 淀 川 区	107.22	19	
東 成 区	10,494	19,469	16,680	36,149	1,449,675	1,419,026	4,152,195	東 成 区	114.86	15	
生 野 区	13,055	24,644	26,081	50,725	1,720,000	2,138,351	5,323,037	生 野 区	104.94	21	
旭 区	20,608	21,193	19,849	41,042	3,359,398	1,722,744	4,810,292	旭 区	117.20	14	
城 東 区	13,807	40,887	32,878	73,765	1,863,969	2,700,721	8,854,143	城 東 区	120.03	11	
鶴 見 区	8,555	26,558	19,512	46,070	1,089,260	1,763,509	5,584,707	鶴 見 区	121.22	10	
阿 倍 野 区	9,293	24,437	21,383	45,820	1,458,990	2,921,550	7,911,325	阿 倍 野 区	172.66	2	
住 之 江 区	16,432	29,856	24,519	54,375	2,153,881	1,803,434	5,876,287	住 之 江 区	108.07	18	
住 吉 区	20,484	33,837	29,921	63,758	3,261,668	2,901,727	8,235,902	住 吉 区	129.17	8	
東 住 吉 区	15,172	28,522	26,356	54,878	2,198,458	2,534,587	6,907,143	東 住 吉 区	125.86	9	
平 野 区	14,083	40,701	36,452	77,153	1,934,649	3,232,833	8,646,987	平 野 区	112.08	16	
西 成 区	9,182	16,451	18,003	34,454	1,196,264	1,314,012	3,294,209	西 成 区	95.61	24	

(注) 1. 納税義務者は平成20年度中に特別徴収から普通徴収に切り替えるべきこととなった者で平成21年度に課税することとなる者を除いた。

2. 特別徴収住所別納税義務者数及び調定済額は推計である。

3. 納税義務者数は、特別徴収及び普通徴収の両方あるもの17,341人については、特別徴収分に計上している。



